

参議院議員通常選挙 選挙権年齢は満 18 歳以上に

投票日：7/10(日) 期日前投票：6/23～7/9

7月10日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。今回の選挙から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられます。

有権者の方には、事前に入場券を送ります。当日、投票に行けない方は、6月23日(木)から7月9日(土)までの17日間、市役所で期日前投票ができます。時間は8時30分から20時までです。

選挙管理委員会（総務管財課）

☎995-1807



選挙権年齢が満 18 歳以上に

6月19日(日)に施行される「公職選挙法の一部を改正する法律」によって、今回の選挙から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられます。選挙権年齢の引き下げは、約70年ぶりです。次世代を担う若者の意見が政治に反映されやすくなることが期待されています。

7月10日時点で投票できる方は、次の全ての条件を満たす方です。

- ①平成10年7月11日以前に生まれ、日本国籍がある方
- ②平成28年3月21日(月)以前に、当市の住民基本台帳に登録され、6月21日(火)まで引き続き登録されている方

7月10日(日)に投票に行けない方は…

①期日前投票

7月10日(日)に、仕事、学業、旅行、病気などの理由で投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。入場券の裏面に印刷されている宣誓書兼投票用紙請求書に必要事項を記入し、期日前投票所（市役所）にお越しください。

と き／6月23日(木)～7月9日(土)

8時30分～20時

ところ／市役所4階402会議室

※土・日曜日は市役所1階市民ホール

●入場券が届く前でも投票できます。

入場券が届く前でも、選挙人名簿に登録されている方は、宣誓書兼投票用紙請求書に記入すれば投票できます。期日前投票所へお越しください。

②不在者投票

不在者投票施設に指定された病院などに入院・入所している方、名簿登録地以外の市区町村に滞在中の方は、不在者投票ができます。入院・入所している方は、病院や施設の職員に投票したい意向を申し出てください。滞在先の市区町村での投票を希望する場合は、郵送に時間がかかりますので、早めに選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。

郵便投票制度

下表のとおり、身体に重度の障がいがあり投票所で投票できない方、または介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方は、自宅で投票できます。投票には、郵便投票証明書が必要です。郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会にご連絡ください。

障がいの区分	両下肢・体幹 移動機能障がい	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	免疫の障がい
身体障害者手帳	１級・２級	１級・３級	１～３級
戦傷病者手帳	特別項症～第２項症	特別項症～第３項症	
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護５		

選挙結果は、市公式ウェブサイトに掲載

開票は、7月10日(日)21時から市民体育館で行います。当市の開票結果は、参議院静岡県選出議員選挙のみを確定次第、市公式ウェブサイトでお知らせします。投票状況も随時掲載します。

投票時間は 7 時～ 20 時

7 月 10 日(日)の投票時間は、7 時から 20 時までです。
第 16 投票区（十里木高原集会所）は 19 時までです。

★印が投票所の場所です。

投票所

入場券に記載された投票所で投票してください。
法律の改正で、投票所に入ることができる子どもの
範囲が拡大されました。児童や生徒など満 18 歳未満
の方は、投票所に入ることができます。

